

## 第6節 消防計画

|     |         |                              |                              |
|-----|---------|------------------------------|------------------------------|
| 第1項 | 消防活動の体制 | <input type="checkbox"/> 消防班 | <input type="checkbox"/> 総括班 |
| 第2項 | 消防活動の実施 | <input type="checkbox"/> 消防班 | <input type="checkbox"/> 総括班 |

### 【基本方針】

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関(消防本部、消防署、消防団)は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、平常時から消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

### 第1項 消防活動の体制

#### 1. 消防本部(署)

消防本部(署)は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、消防計画に定める消防機関組織や活動体制等により消防活動を行う。また、消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援制度を必要に応じて活用し消防活動にあたる。

#### 2. 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

### 第2項 消防活動の実施

#### 1. 消防活動計画

##### (1) 基本的事項

- 1) 消防本部は、災害発生後の消防職(団)員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- 2) 火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。
- 3) 火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着した場合に、直ちに要救助者の有無を確認し、必要があれば搜索

を実施する。要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

- 4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等の迅速な把握に努める。
- 5) 災害時における同時多発の火災に際しては、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を必要に応じて定める。
- 6) 災害時には、水道給水の停止によって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

#### (2) 特殊な消防活動

火災形態、火災発生施設、地域、気象状況及び延焼状況等を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図り、被害の軽減に努める。

## 2. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町村に消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(詳細は本編第1章第4節「応援要請計画参照」)

- 1) 火災の状況及び応援要請理由
- 2) 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- 3) 応援要請を行う消防機関の種別人員
- 4) 市への進入経路及び集結(待機)場所

## 3. 消防職員・団員の召集・出動

火災その他の災害に際しては、消防本部は必要に応じて消防職(団)員の非常召集等を行う。

- 1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- 2) 消防団員にあつては、消防団長が各分団長を通じて行う。
- 3) 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、消防隊出動計画等により効果的な運用を図る。

## 4. 住民等の役割

### (1) 住民の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、市及びこれを応援する消防機関に協力するよう努める。

### (2) 自主防災組織等の役割

市内の各地区住民や民間の企業体は、自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成し消防活動に協力する。

### (3) 自衛消防隊の役割

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに、災害現場においては、消防長または消防団長の指示のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護

及び災害の防御、鎮圧に協力する。

## 5. 火災連絡系統

### (1) 連絡系統

消防本部は出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を作成する。

### (2) 消防信号

消防本部は洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の迅速な出動を図るため、消防信号を発する。

## 6. 大規模火災等の情報収集及び報告

大規模な火災等の災害が発生した場合、消防本部（署）並びに消防署と消防団は、災害が発生した地域を次により直ちに調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県防災危機管理局に報告する。

### (1) 調査報告事項

消防本部（署）が行う調査報告は、火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)に定める事項とする。

### (2) 火災報告に関する基準

火災によって生じた損害が次の基準に該当する場合は報告(火災即報)を行う。

| 《火災即報基準(主要部抜粋)》        |                         |           |          |
|------------------------|-------------------------|-----------|----------|
| 一般基準                   | 建物火災                    |           | 林野火災     |
| 死 傷 者                  | 建築物の焼失面積                | 損害額       | 焼損面積     |
| 死者3人以上、<br>または死傷者10人以上 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上 | 1億円<br>以上 | 10 ha 以上 |